

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

連邦政府の補助金を受ける州その他の団体の
職員への贈賄処罰に関する連邦法の合憲性

Sabri v. United States, 541 U.S. 600 (2004)

I はじめに

合衆国法典第18編666条は、「連邦の資金を受け取るプログラムに関する窃盗あるいは贈収賄」について規定しており、同条 (a) (2) は、「5,000ドル以上の価値のあるものに係る、組織、政府、又は機関の、何らかの事業、取引、又は一連の取引に関連して、組織若しくは州、地方若しくはインディアン種族政府、又はその何らかの機関の官吏に、影響を及ぼす若しくは報いる意思で、ある者に価値のあるものを不正に供与し、提供し、又は供与することに同意」することを犯罪としている。また、同条 (b) は、その処罰について、「その組織、政府、又は機関が、任意の1年間に、補助金、契約、助成金、貸付金、保証、保険、又はその他の種類の連邦の援助に係る連邦プログラムに従って、1万ドル以上の利益を受け取ること」を要するものとしている。

本判決は、この合衆国法典第18編666条違反の罪で起訴された被告人サブリ (Basim Omar Sabri) が、同条の規定は、連邦政府の資金と賄賂との関連の証明を要するものとしていないなどとして、文面上違憲であると主張したのに対して、合衆国最高裁判所 (連邦最高裁) がその主張を退けたものである⁽¹⁾。

(1) 本判決についてコメントを加えるものとして、Charles H. Whitebread, *Recent Criminal Decisions of the United States Supreme Court: The 2003-2004 Term*, 41 CT. REV. 30, 37 (2004); Leading Case, 118 HARV. L. REV. 376 (2004) が、また、本判決後の州および地方の公務員の連邦刑事訴追について検討するものとして、George D. Brown, *Carte Blanche: Federal Prosecution of State and Local Officials after Sabri*, 54 CATH. U. L. REV. 403 (2004

II 事案の概要

ミネアポリス市の不動産宅地造成業者である上告人サブリは、市での建築事業を容易にするため、ミネアポリス地域開発公社 (MCDA) の構成員である市会議員のヘロンに、2001年に、3回にわたって、総計9万ドルを超える賄賂を提供したところ、合衆国法典第18編666条 (a) (2) の罪で起訴された。それに対してサブリは、666条 (a) (2) は、責任要素 (element of liability) として、連邦の資金と本件で問題となる賄賂との間の関係の証明を要求していないので、文面上違憲である、として公訴を棄却するよう申し立てた。

連邦地裁は、「666条 (a) (2) は、犯罪行為と連邦の資金の支出との関係を刑事訴追によって立証することを要求していない。666条は、その射程を贈賄行為が連邦の資金を受ける団体に分配された連邦の資金と明白なつながりがある場合に制限する、『明示された管轄上の要件 (express jurisdictional requirement)』を含んでいない。それゆえ、それはロペス判決⁽²⁾で審議されたような連邦の管轄権の適切な授与を含んでいない。また、666条は、ドール判決⁽³⁾で審議されたような連邦の資金の付与の『条件 (condition)』を課していない。したがって、666条 (a) (2) は合衆国憲法第1編の歳出条項による連邦議會の立法権を憲法に違反して行使したものである」と判示して、サブリの申立を認めた⁽⁴⁾。

それに対して、第8巡回区連邦控訴裁は、そのような明示された要件の欠如は致命的なものではないし、また、同条項は連邦議會の歳出権限の目的に資する点で憲法の「必要かつ適切」条項に従ったものであり、合憲であるとして、第一審判決を破棄した⁽⁵⁾。そこで、サブリにより、連邦最高裁に上告がなされた。

-05) がある。

(2) United States v. Lopez, 514 U.S. 549 (1995). 同判決の紹介として、中村民雄・アメリカ法 (1996年) 161頁以下、浅香吉幹・ジュリスト1097号 (1996年) 151頁以下がある。

(3) South Dakota v. Dole, 483 U.S. 203 (1987).

(4) United States v. Sabri, 183 F. Supp. 2d 1145 (D. Minn. 2002).

(5) United States v. Sabri, 326 F.3d 937 (8th Cir. 2003).

III 判決の要旨

合衆国法典第18編666条(a)(2)は、連邦議会に与えられた合衆国憲法第1編の権限の正当な行使であるとして、控訴審判決を支持する法廷意見が示された⁽⁶⁾。

すなわち、「当裁判所は、明示的な管轄上の鉤(explicit jurisdictional hook)を欠いていることから連邦刑事法の違憲性を推定するということはない」し、「刑事法の執行が合衆国憲法第1編8節によって認められる正当な利益を超えると疑う理由のない場合には、そのような要件を考慮する必要もない」、また、「立法経過も、666条(a)(2)が必要かつ適切な立法であることを裏付けている」として、666条(a)(2)の合憲性に対するサブリの主張は、いずれも認められない、と判示した。加えて、666条はロペス判決やモリソン判決⁽⁷⁾において州際通商条項に違反するとされた立法と同種のものである、というサブリの主張に対しては、これらの判例は本件では妥当しないと、また、サブリの主張に反して、666条(a)(2)は、連邦の資金の付与の条件として、過度に強制的でも、容認できないほど包括的でもなく、公的支出を不当な私的利益に転用しようとする者に連邦の権限を直接及ぼす根拠であるとした。

さらに、法廷意見は、文面上違憲との主張を許すとなると、事実についての記載の乏しい記録に基づいて判断することになるだけでなく、主張適格の要件を緩和し、その法律が、当該事件の当事者とは異なる当事者に、当該事件の事情とは異なる事情のもとで適用されたならば違憲となるか否かを判断することになってしまうから、従来、文面上違憲の主張は、ごく例外的な場合にのみ許されてきたのである、とした。

なお、以上の法廷意見に対しては、ケネディ裁判官の一部同意意見(スカリア裁判官同調)と、トーマス裁判官の結論同意意見とがある。

(6) 法廷意見はスーター裁判官が執筆し、レーンクィスト長官、および、スティーヴンス、オコナー、ギンズバーグ、ブライヤー各裁判官がこれに同調している。

(7) *United States v. Morrison*, 529 U.S. 598 (2000). 同判決の紹介として、木南敦・ジュリスト1188号(2000年)96-94頁、中村民雄・アメリカ法(2001年)190頁以下がある。

IV 解 説

1 合衆国法典第18編666条の意義

アメリカの賄賂罪の特徴として、賄賂罪の規定が類型的にその構成要件を相当地に細分化しており、さらに、その中に諸種の定義規定を置いていることが挙げられる⁽⁸⁾。

アメリカの連邦法による贈賄行為の規制は、1853年の「合衆国の資金に対する詐欺を予防する法律 (An Act to Prevent Frauds Upon the Treasury of the United States)」の成立に始まり、今日では、1962年に制定された合衆国法典第18編201条 (18 U.S.C. § 201)、および、「1984年の包括的犯罪防止法 (Comprehensive Crime Control Act of 1984)」の一部として制定された同666条 (18 U.S.C. § 666) がその主要な根拠規定となっている⁽⁹⁾。さらに、これらを補完するものとして、連邦郵便電信詐欺法 (federal mail fraud statute) (18 U.S.C. §§ 1341, 1343, 1346)、ホップス法 (Hobbs Act) (18 U.S.C. § 1951)、旅行法 (Travel Act) (18 U.S.C. § 1952)、および RICO 法 (Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act) (18 U.S.C. §§ 1961-68) といったものが重要である⁽¹⁰⁾。

このうち、本件で問題とされた合衆国法典第18編666条は、同201条および連邦裁判所が「連邦公務員」についてきわめて広い定義および解釈をしているにもかかわらず⁽¹¹⁾、多額の連邦の資金をコントロールしている地方および州の

(8) 岡部泰昌「アメリカの賄賂罪——連邦法を中心に——」ジュリスト676号 (1978年) 103頁。

(9) See ELLEN S. PODGOR & JEROLD H. ISRAEL, WHITE COLLAR CRIME §§7.02-04, at 103-07 (3d ed 2004); JULIE R. O'SULLIVAN, FEDERAL WHITE COLLAR CRIME: CASES AND MATERIALS Ch.8, at 586-87 (2d ed 2003).

(10) 門田成人「アメリカ合衆国における賄賂罪とその周辺——連邦法を素材に——」犯罪と刑罰10号 (1994年) 114頁以下参照。なお、アメリカの賄賂罪に関する邦文文献としては、ほかに、岡部・前掲注(8) 97頁以下、王雲海『賄賂の刑事規制——中国・米国・日本の比較研究』(1998年) 245頁以下、田代俊明「アメリカの賄賂罪 (一) (二・完)」東京都立大学法学会雑誌39巻2号 (1999年) 653頁以下、同40巻1号 (1999年) 525頁以下などがある。

(11) 201条 (a) は、その目的のために「公務員」と「公務員に選任された者」に対する定義規定を置いており、それぞれ「『公務員』とは、議会の議員、コ

公務員が、依然として「連邦公務員ではない」という理由で、201条による訴追から免れ、連邦の資金をコントロールしているのに連邦刑法の管轄に入らない⁽¹²⁾、という問題を解決するため、立法府が、連邦刑事管轄権を拡大するという意図を持って制定したものであるとされており、201条を補充するものであると解されている⁽¹³⁾。すなわち、本条によって、連邦の資金にかかわる贈収賄行為規制における間隙を埋め、201条にいう連邦の「公務員」ではない州又は地方の政府や組織の代理人を訴追することができるとされているのである⁽¹⁴⁾。

2 666条 (a) (2) における連邦議会の権限行使の正当性について

本件では、まず、666条 (a) (2) に関して、連邦の資金と賄賂との関係の証明が要求されるか否かが問題となっている。これについて、下級審レベルでは、このような関係の証明を必要としないとの判断⁽¹⁵⁾と、必要とするとの判断⁽¹⁶⁾がそれぞれ示されていた。本件においても、第一審判決では連邦の資金と賄賂との関係の証明が必要だとされたのに対して、原判決ではそのような関係の証明は不要だとされたのである。また、666条については、連邦による州や地方の犯罪への過剰な介入となるおそれがあるから、その立法目的に照らし、賄賂と連邦プログラムとの何らかの直接的なつながりが要求されるべきである、とする批判も存在する⁽¹⁷⁾。これに対して、本判決は、原判決を支持し

ロンビア特別区の代表者、若しくは、資格があった前後を問わず、駐在コミッショナー、又は合衆国又は政府部局、機関若しくは分局の権能の下で又はその機能によって公に機能する、コロンビア特別区を含めて、合衆国政府の部局、機関若しくは分局のため又はそれにかかわって行為する官吏、若しくは雇員若しくは者、又は陪審員を意味する」、「『公務員に選任された者』とは、公務員に指名若しくは任命された、又は公式にそう指名若しくは任命されると通知を受けたすべての者を意味する」と定めている。また、201条 (a) に関する判例の状況について、岡部・前掲注 (8) 102頁参照。

(12) See, e.g., *United States v. Del Toro*, 513 F.2d 656 (2d Cir. 1975).

(13) 王・前掲注 (10) 247頁参照。

(14) Daniel N. Rosenstein, Note, *Section 666: The Beast in the Federal Criminal Arsenal*, 39 CATH. U. L. REV. 673, 673-74 (1990).

(15) See *United States v. Grossi*, 143 F.3d 348 (7th Cir. 1998); *United States v. Lipscomb*, 299 F.3d 303 (5th Cir. 2002).

(16) See *United States v. Zwick*, 199 F.3d 672 (3d Cir. 1999); *United States v. Santopietro*, 166 F.3d 88 (2d Cir. 1999).

て同条項の合憲性を認め、この問題に関する連邦最高裁の見解を明確に示している。それゆえ、この問題については、連邦の資金と賄賂との関係の証明は不要であるという形で、一応の決着が付けられたと評価することができよう。

本件では、さらに、666条(a)(2)が、憲法の「必要かつ適切」条項に従ったものといえるか否かも、問題とされている。この点、法廷意見が、その立法目的や、立法史的背景、「必要かつ適切」条項の適用が問題となった他の事案などを勘案した上で、同条項は憲法の「必要かつ適切」条項に従ったものであると認定しているのに対して、トーマス裁判官は、「法廷意見のアプローチは、『必要かつ適切』条項に従った議会の権限の及ぶ範囲を不当に拡大するように思われる」と批判している。確かに、法廷意見は「必要性」の面をやや強く押し出しているようにも思われるが、それは必ずしも「不適切」なものとはいえず、法廷意見のいうように、それを「必要かつ適切」条項の範囲内の権限の行使と認めることは充分可能であるといつてよいであろう。

3 「文面上」違憲の異議申立について

法廷意見は、サブリの「文面上」違憲であるとする異議申立を、基本的には妥当なものではないとし、そのような主張は例外的な場合にのみ認められるべきものであって、その判断は慎重でなければならないとしている⁽¹⁷⁾。この点、アメリカ合衆国の連邦最高裁は、判例上、法律に関し、表現活動を規制する法律が過度に広汎な場合と、法律がその適用のすべてにおいて違憲とされる場合の、2種類の文面上違憲判決を認めている⁽¹⁸⁾。しかし、文面上違憲という判断は、法律そのものが違憲であり、裁判所としてはそれを一切適用しないという意思表示であるから、法律を制定した議会との間で最も軋轢を生む判断方法といわざるをえない。そのため、それはきわめて例外的な判断方法であり、民主主義の下における議会への謙譲という究極的理由から、通常は、法律そのものについては憲法判断を行わない、適用上判断のアプローチを取るべきものと理解されているのである⁽²⁰⁾。その意味でも、本判決は、従来の判例の流れに

(17) Rosenstein, *supra* note 14, at 700-02; Julie L. Arias & Edward J. Parr, Jr., *Bribery of Public Officials*, 29 AM. CRIM. L. REV. 195, 218-19 (1991-92).

(18) ただし、ケネディ裁判官はこの点には同調しないとしている。

(19) 高橋和之『憲法判断の方法』(1995年) 35頁, 121-122頁参照。See *Members of City Council of City of Los Angeles v. Taxpayers for Vincent*, 466 U. S. 789 (1984).

沿うものであったと評価することができよう。

(岡部雅人)